

公告第 362 号

組合規約の一部変更について

組合規約の一部変更について、令和8年3月10日付関厚発0310第60号にて認可されたので、健康保険法施行令第3条第2項の規定に基づき別紙のとおり公告する。

令和8年4月1日

ANAグループ健康保険組合
理事長 久保田 実

変更理由書

- ①子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一般保険料額を一般保険料等額に改め、子ども・子育て支援納付金に係る準備金の保有方法を定める規約変更。
- ②組合会役員である理事・理事長・監事の選挙において、組合運営の質的向上を図ることを目的に立候補制を導入するのに伴う所要の規約変更。
- ③健康保険連合会の規約例と当健保規約の条文の整合を行い、表現・表記・字句等の修正にて整合させ、今後の健保連通知による規約変更の取扱いにて、条文表記での乖離を回避するための規約変更。

規 約

A N A グ ル ー プ 健 康 保 険 組 合

ANAグループ健康保険組合同規約

目 次

第 1 章 総 則

第 1 条	組合の目的	1-1
第 2 条	組合の名称	1-1
第 3 条	組合の事務所等	1-1
第 4 条	設立事業所の名称及び所在地	1-1

第 2 章 組 合 会

第 5 条	議員の定数	2-1
第 6 条	被選挙権を有しない者	2-1
第 7 条	議員の任期	2-1
第 8 条	互選議員の選挙の方法	2-1
第 9 条	互選議員の選挙区及び議員数	2-1
第 10 条	互選議員の選挙の管理	2-1
第 11 条	当 選 人	2-2
第 12 条	選挙の無効	2-2
第 13 条	互選議員の選挙執行規定	2-2
第 14 条	選定議員の選定	2-2
第 15 条	議員の就退職	2-2
第 16 条	通常組合会	2-2
第 17 条	臨時組合会	2-2
第 18 条	組合会の招集手続	2-3
第 19 条	代 理	2-3
第 20 条	組合会の傍聴	2-3
第 21 条	組合会の会議規則	2-3
第 22 条	組合会の議決事項	2-3
第 23 条	会議録の作成	2-3
第 24 条	議員の旅費及び報酬補償	2-4
第 25 条	組合会の検査	2-4

第 3 章 役員及び職員

第26条	理事の定数	3-1
第27条	理事及び監事の任期	3-1
第28条	理事、理事長及び監事の選挙	3-1
第29条	理事会の構成	3-1
第30条	理事会の招集	3-1
第31条	理事会の決定事項	3-1
第32条	理事会の議事	3-2
第33条	理事会の会議録	3-2
第34条	理事長の職務	3-2
第35条	常務理事及びその職務	3-2
第36条	監事の職務	3-2
第37条	理事長の専決	3-2
第38条	理事長の事務委任	3-3
第39条	理事長の職務代理	3-3
第40条	理事、理事長、常務理事及び監事の就任	3-3
第41条	理事、監事の旅費及び報酬補償	3-3
第42条	職員	3-3

第 4 章 組 合 員

第43条	標準報酬	4-1
------	------	-----

第 5 章 保 険 料

第44条	保険料及び調整保険料の負担割合	5-1
------	-----------------	-----

第 6 章 財 務

第45条	会計年度独立の原則	6-1
第46条	会計年度所属区分	6-1
第47条	予備費の費途	6-1
第48条	準備金の保有方法	6-2
第49条	準備金以外の積立金の運用方法	6-2
第50条	組合財産の管理方法	6-2

第 7 章 公 告

第51条	公告の方法	7-1
------	-------	-----

第 8 章	保 險 給 付	
第 5 2 条	医療機関の指定	8 - 1
第 5 3 条	付加給付	8 - 1
第 5 4 条	出産育児一時金付加金	8 - 1
第 5 5 条	家族出産育児一時金付加金	8 - 1
第 5 6 条	埋葬料付加金	8 - 1
第 5 7 条	埋葬費付加金	8 - 1
第 5 8 条	家族埋葬料付加金	8 - 1
第 9 章	個人情報の保護	
第 5 9 条	個人情報保護の徹底	9 - 1
第 1 0 章	その他の事業	
第 6 0 条	施設の利用等	1 0 - 1
附 則	1 1 - 1

ANAグループ健康保険組規約

第1章 総 則

(組合の目的)

第1条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、ANAグループ健康保険組合という。

(組合の事務所等)

第3条 この組合の事務所は次の場所に置く。
東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

ANAエアポートサービス株式会社	東京都大田区
ANAグループ健康保険組合	東京都大田区
ANA成田エアポートサービス株式会社	千葉県成田市
ANAコンポーネントテクニクス株式会社	東京都大田区
ANAエアロサプライシステム株式会社	東京都大田区
ANAエンジンテクニクス株式会社	東京都大田区
ANAスカイビルサービス株式会社	東京都大田区
株式会社エアーージャパン	千葉県成田市
ANA新千歳空港株式会社	北海道千歳市
ANA大阪空港株式会社	大阪府豊中市
ANA関西空港株式会社	大阪府泉佐野市
ANA福岡空港株式会社	福岡県福岡市
株式会社ANAエアサービス松山	愛媛県松山市
株式会社ANAエアサービス佐賀	佐賀県佐賀市
ANAベースメンテナンステクニクス株式会社	東京都大田区
ANAラインメンテナンステクニクス株式会社	東京都大田区
ANA沖縄空港株式会社	沖縄県那覇市
Peach・Aviation株式会社	大阪府泉佐野市
panda・Flight・Academy株式会社	東京都大田区
ANAスカイビルサービス沖縄株式会社	沖縄県那覇市

第2章 組 合 会

(議員の定数)

第5条 この組合の組合会の議員の定数は14人とする。

(被選挙権を有しない者)

第6条 次に掲げる者は、議員となることができない。

(1) 法第118条第1項各号のいずれかに該当する者。

(議員の任期)

第7条 議員の任期は、3年とする。

2. 前項の任期は、選定または総選挙の日から起算する。ただし、選定または総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
3. 議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(互選議員の選挙の方法)

第8条 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記の無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。

2. 前項の投票は、1人につき1票とする。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条

削 除

(互選議員の選挙の管理)

第10条 互選議員の選挙においては、選挙区ごとに選挙長をおかななければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかななければならない。

2. 選挙長および投票管理者は、理事会において選任する。
3. 選挙長は、選挙会の開閉、開票の管理および当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。
4. 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。
5. 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、この限りではない。

(当選人)

第11条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、当該議員候補者をもって当選人とする。

(選挙の無効)

第12条 選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(互選議員の選挙執行規定)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(選定議員の選定)

第14条 事業主である組合員が選定する議員（以下「選定議員」という。）は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

2. 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。

3. 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

(議員の就退職)

第15条 議員が就職、又は退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(通常組合会)

第16条 通常組合会は、毎年7月及び2月に招集することを常例とする。

(臨時組合会)

第17条 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

2. 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

(組合会の招集手続)

- 第18条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。
2. 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。
 3. 組合会はテレビ会議システム及び web 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。

(代理)

- 第19条 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。
2. 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことができない。

(組合会の傍聴)

- 第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

(組合会の会議規則)

- 第21条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(組合会の議決事項)

- 第22条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。
- (1) 規約の変更
 - (2) 収入支出予算及び事業計画
 - (3) 収入支出決算及び事業報告
 - (4) 規約及び規程で定める事項
 - (5) その他重要な事項
2. 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下施行令という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき項目について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる
- (1) 議員の疾病、負傷
 - (2) 議員に係る災害または交通途絶
 - (3) 災害等の発生による外出自粛要請
3. 理事長は、前項の議決をおこなった場合にはすみやかに議員に通知しなければならない。

(会議録の作成)

第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 議員の定数
- (3) 出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及びその賛否の数

2. 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
- (2) 会議システムにより、出席者の音声、映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
- (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

3. 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

4. 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

(議員の旅費及び報酬補償)

第24条 議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行うことにより、平常の業務に対する報酬を受けとることができない場合における補償の額並びに、これらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合会の検査)

第25条 組合会は、法第20条に規定する検査を行う場合において、委員を置くことができる。

2. 前項の検査に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第26条 この組合の理事の定数は、6人とする。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

2. 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失った時は、その資格を失う。
3. 理事及び監事に欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。
5. 理事及び監事は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。

(理事会の構成)

第29条 この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

(理事会の招集の手続き)

第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2. 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日3日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
4. 前項の規定は、監事について準用する。
5. 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の決定事項)

第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 組合会の招集及び組合会に提出する議案
- (2) 常務理事の選任及び解任の同意
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- (5) この規約に定める事項
- (6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。
4. 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。
5. 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。
6. 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められたときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めるとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。
 - (1) 理事の疾病、負傷
 - (2) 理事に係る災害又は交通途絶
 - (3) 災害等の発生による外出自粛要請
7. 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

(理事会の会議録)

第33条 理事会の議事については、会議録を作成する。

2. 前項の会議録については、第23条の規定を準用する。

(理事長の職務)

第34条 理事長は、組合の事務を総理し、第31条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。

2. 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。

制定：平成 4年11月 1日

改訂：令和 8年 4月 1日

(監事の職務)

第36条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

2. 監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に必ず実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。
3. 監事は、監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。
4. 前3項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び株式等は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事長の専決)

第37条 理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

2. 理事長は前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

(理事長の事務委任)

第38条 理事長は、第34条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第39条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第40条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

2. 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第41条 第24条の規定は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第42条 この組合に事務長その他必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。

2. 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第4章 組 合 員

(標準報酬)

第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

第5章 保 険 料

(保険料額及び調整保険料額の負担割合)

第44条 一般保険料額等及び調整保険料額ならびに介護保険料額の事業主と被保険者の割合は、折半とする。

第6章 財 務

(会計年度独立の原則)

第45条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

(会計年度所属区分)

第46条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2. 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。)がその請求を受理した日の属する年度
- (2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度
- (3) 給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度
- (6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第47条 一般勘定において予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務所費
- (2) 保険給付費
- (3) 納付金
- (4) 保健事業費
- (5) 還付金
- (6) 財政調整事業拠出金
- (7) 連合会費
- (8) 雑支出

2. 介護勘定において予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護納付金
- (2) 還付金
- (3) 雑支出

制定：平成 4年11月 1日

改訂：平成31年 3月 1日

3. 子ども勘定において予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援納付金
- (2) 還付金
- (3) 雑支出

(準備金の保有方法)

第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の1/2分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

- (1) 郵便貯金
 - (2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)
 - (3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)
 - (4) 国債または地方債
 - (5) 政府保証債又は金融債
 - (6) 担保付社債
 - (7) 抵当証券
 - (8) コマーシャルペーパー
 - (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
 - (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金
 - (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物
2. 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第49条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第10号までの方法により保有しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、退職積立金については、その積立総額の2分の1に相当する額の範囲内で、組合の役職員が組合から支払いを受けることのできる退職手当金の額に相当する額を限度として、住宅資金等に貸付ける方法により、保有することができる。
3. 前項の住宅資金等の貸付方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合財産の管理方法)

第50条 この組合の財産の管理の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第7章 公 告

(公告の方法)

第51条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板、事業所の掲示場及びホームページに掲示する。

第8章 保 険 給 付

(医療機関の指定)

第52条 この組合が法第63条第3項第2号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

(付加給付)

第53条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出産育児一時金付加金
- (2) 家族出産育児一時金付加金
- (3) 埋葬料付加金
- (4) 家族埋葬料付加金

2. 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

3. 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

(出産育児一時金付加金)

第54条 被保険者が出産したときは、法第101条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金として、50,000円を支給する。

(家族出産育児一時金付加金)

第55条 被扶養者が出産したときは、法第114条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、家族出産育児一時金付加金として、50,000円を支給する。

(埋葬料付加金)

第56条 被保険者が死亡したときは、法第100条第1項、第2項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、50,000円を支給する。

ただし、法第100条第2項に該当する場合は、埋葬料と埋葬料付加金とを合算した額が埋葬に要した費用を超えない額とする。

(埋葬費付加金)

第57条

削 除

(家族埋葬料付加金)

第58条 被扶養者が死亡したときは、法第113条の規定により家族埋葬料の支給を受ける被保険者に対し、家族埋葬料付加金として、50,000円を支給する。

第9章 個人情報保護

(個人情報保護の徹底)

第59条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第10章 その他事業

(施設の利用等)

第60条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

2. この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は届出の日から施行する。

附 則

この規約は認可の日から施行し、次回総選挙（平成16年11月）より適用する。
（互選議員の選挙区及び議員数の変更）

附 則

この規約は平成18年2月20日から施行する。（組合の事務所等の変更）

附 則

この規約は平成18年6月1日から施行する。（設立事業所の名称及び所在地の変更）

附 則

この規約は平成18年10月1日から施行する。但し、平成18年10月1日前の死亡にかかる付加金の支給は従前の例による。
（埋葬料付加金・埋葬費付加金・家族埋葬料付加金の変更）

附 則

この規約は平成19年8月1日から施行する。
（理事会の招集、理事会の議事、監事の職務、理事長の専決、会計年度所属区分、準備金の保有方法、準備金以外の積立金の保有方法、付加給付、出産育児付加金、家族出産育児付加金、埋葬料付加金の一部変更、個人情報保護の徹底を加え、第58条を第59条に変更、埋葬費付加金を削除）

附 則

この規約は平成20年4月1日から施行する。（予備費の費途の変更）

附 則

この規約は平成21年4月1日から施行する。（設立事業所の名称及び所在地の変更）

附 則

この規約は平成22年10月1日から施行する。但し、平成22年10月1日前的出産にかかる付加金の支給は従前の例による。
（出産育児一時金付加金・家族出産育児一時金付加金の変更）

附 則

この規約は平成23年3月14日から施行する。（公告の方法の変更）

附 則

この規約は認可の日から施行し、平成23年10月1日より適用する。

(組合の名称、設立事業所の名称及び所在地の変更)

附 則

この規約は平成24年6月1日から施行する。(組合の事務所等の変更)

附 則

この規約は平成24年7月1日から施行する。

(組合の名称・設立事業所の名称及び所在地の変更)

附 則

この規約は平成24年9月1日から施行する。(設立事業所の名称及び所在地の変更)

附 則

この規約は平成24年12月1日から施行する。(設立事業所の名称及び所在地の変更)

附 則

この規約は平成25年4月1日から施行する。(設立事業所の名称及び所在地の変更)

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(設立事業所の名称及び所在地の変更)

附 則

この規約は平成25年10月1日から施行する。(設立事業所の名称及び所在地の変更)

附 則

この規約は平成26年4月1日から施行する。(設立事業所の名称及び所在地の変更)

附 則

この規約は平成26年7月1日から施行する。(設立事業所の名称及び所在地の変更)

附 則

この規約は平成26年7月22日から施行する。(組合の事務所等の変更)

附 則

この規約は平成27年3月1日から施行する。(第44条保険料及び調整保険料を加え、第44条を第45条、第45条を第46条、第46条を第47条、第47条を第48条、第48条を第49条、第49条を第50条、第50条を第51条、第51条を第52条、第52条を第53条、第53条を第54条、第54条を第55条、第55条を第56条、第56条を第57条、第57条を第58条、第58条を第59条に変更、第60条を加える)

制定：平成 4年11月 1日

頁11-2

改訂：平成27年 3月 1日

附 則

この規約は平成27年4月1日から施行する。(予備費の費途の変更)

附 則

この規約は平成28年3月1日から施行する。(保険料及び調整保険料の負担割合の変更)

附 則

この規約は平成30年3月1日から施行する。(保険料及び調整保険料の負担割合の変更)

附 則

この規約は平成30年8月1日から施行する。(設立事業所の名称及び所在地の変更)

附 則

この規約は平成31年1月1日から施行する。(設立事業所の名称及び所在地の変更)

附 則

この規約は平成31年3月1日から施行する。(予備費の費途)

附 則

この規約は令和2年11月1日から施行する。(設立事業所の名称及び所在地の変更)

附 則

この規約は令和4年3月1日から施行する。(誤字修正)

附 則

この規約は令和7年4月1日から施行する。(設立事業所の名称及び所在地の変更)

附 則

この規約は令和8年4月1日から施行する。(子ども勘定開設・立候補制・軽微な修正)